



疑問相談

法人税

外貨建ての非上場有価証券に係る評価損計上の可否判定

Q 内国法人P社は、当事業年度末から5年前に、米国子会社S社を100%出資により設立し、S社株式（外貨建非上場有価証券）を1,000株保有していますが、当事業年度末時点において、S社株式の時価評価額や同社の純資産評価額が大幅に下落し、株価につき将来の回復見込みがないと判断したため、S社株式に係る評価損の計上を検討しています。なお、S社株式1株当たりの取得価額及び期末時価、並びに、S社に係る1株当たりの取得時純資産評価額及び期末時純資産評価額は、いずれも下表のとおりとなっています。

この場合、P社は、当事業年度末に、S社株式の評価損が計上できるか否か、また、その評価損が計上できるときの損金算入額について、それぞれご教示願います。

項目	株式価額		純資産価額		為替レート
	ドル	円	ドル	円	
取得時	1,000	100,000	1,000	100,000	100円/ドル
期末時	450	54,000	450	54,000	120円/ドル

A S社の純資産評価額については、ドル建てベースで、期末純資産評価額が取得時に比して50%以上下落しており、S社株式についても、ドル建てベースで、期末時価が取得価額に比して50%以上下落していることから、ドル建ての株価につき近い将来回復が見込まれないと認められる場合、P社はその評価損の計上を行うことができます。

このとき、1株当たりの評価損が、円建ての取得価額100,000円から円建ての期末時価54,000円を減算した46,000円となることから、当事業年度において、P社がS社株式評価損として損金算入できる金額は、46,000,000円（@46,000円×1,000株）となります。

【解説】

1 非上場有価証券評価損の計上基準

内国法人の有する非上場有価証券について、①発行法人の資産状態が著しく悪化し、②その価額が著しく低下した場合には、その有価証券に係る評価損を損金の額に算入することができます（法33②、法令68①二ロ）。この場合、上記①及び②について、次の(1)及び(2)が具体的な判断基準となります。

(1) 資産状態の悪化

発行法人の資産状態が著しい悪化とは、当事業年度末における発行法人の1株当たり純資産評価額が、当該有価証券取得時における発行法人の1株当たり純資産評価額に比しておおむね50%以上下落することをいいます（法基通9-1-9）。

(2) 株価の著しい低下

有価証券価額の著しい低下とは、当該有価証券の当事業年度末における価額がその時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込まれないことをいいます（法基通9-1-11、9-1-7）。

2 外貨建有価証券の時価下落

外貨建取引等の会計処理に関する実務指針では、外貨建有価証券（売買目的以外のもの）について、株式の実質価額が著しく低下したかどうかは、外貨建ての実質価額と外貨建ての取得原価とを比較して判断し、また、株価が著しく下落したかどうかは、外貨建ての時価と外貨建ての取得原価とを比較して判断することとされています。さらに、その株価につき回復する見込みがあるかどうかについても外貨建てベースで判断することが定められています（外貨建取引等の会計処理に関する実務指針18、19）。

加えて、実質価額の著しい低下については、発行会社の財政状態（純資産価額）の悪化により実質価額が著しく低下したときに相当の減額を行うこととされており（金融商品会計基準21）、この場合には、外貨建ての純資産価額により比較を行うものと解するのが相当です。

3 外貨建非上場有価証券の評価損計上

非上場有価証券評価損は、上記1のとおり、①純資産価額の50%以上の下落（資産状態の悪化）、及び、②株価の50%以上の下落とともに近い将来その株価の回復が見込まれないこと（株価の著しい低下）を要件として、その計上の可否判断を行うところ、当該有価証券が外貨建てである場合に

は、上記2のとおり、①資産状態の悪化について、外貨建てベースで期末純資産価額と取得時純資産価額とを比較し、②株価の著しい低下については、外貨建てベースで期末時価と取得価額とを比較するとともに、その株価の回復見込可能性についても外貨建てベースで行うことにより、その評価損計上の可否判断を行うこととされています。

したがって、外貨建非上場有価証券の評価損は、公正妥当な会計処理基準として外貨建取引等の会計処理に関する実務指針を参酌し、①資産状態の悪化については、外貨建てベースで期末純資産価額と取得時純資産価額とを比較し、期末純資産価額が取得時に比して50%以上下落しており、②株価の著しい低下についても、外貨建てベースで期末時価と取得価額とを比較し、株価が取得時に比して50%以上下落しているとともに、近い将来その外貨ベースでの株価の回復が見込まれない場合に、その計上が認められることとなります。

加えて、外貨建有価証券に係る評価損計上の可否は、当該有価証券そのものが現に価値下落を起こしているか否かにより判断するものであり、為替レートの変動要因は加味しないことが合理的であると考えられることから、上記の判断基準は、合理性のあるものであるといえます。

4 外貨建有価証券評価損の損金算入額

外貨建有価証券に係る評価損が計上できると判断された場合、外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算規定により、当該評価損の損金算入額は、円建ての取得価額から円建ての期末時価を減算した金額となります（法令122の2、68①二）。

5 事例の検討

(1) S社株式評価損の計上可否

外貨建非上場有価証券に係る評価損を計上するためには、①外貨建てベースで発行会社に係る期末純資産価額と取得時純資産価額とを比較し、期末純資産価額が取得時に比して50%以上下落し、②外貨建てベースで株式の期末時価と取得価額とを比較し、期末時の株価が取得時に比して50%以上下落し、かつ、近い将来その外貨ベースでの株価の回復が見込まれないことが要件となります。

この点、S社の純資産価額については、①ドル建ての期末純資産価額は1株当たり450ドル、ドル建ての取得時純資産価額は1株当たり1,000ドルで、ドル建てベースでの期末純資産価額が取得時に比して50%以上下落しており、また、S社株式については、②ドル建ての期末時価は450ドル、ドル建ての取得価額は1,000ドルで、ドル建てベースでの期末時価が取得価額に比して50%以上下落していることから、いずれも評価損を計上するための要件を満たしているといえます。

したがって、S社株式について、近い将来ドル建ての株価につき回復が見込まれないと認められる場合、P社はその評価損の計上を行うことができます。

(2) S社株式評価損の損金算入額

外貨建有価証券に係る評価損が計上できると判断されたとき、外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による

換算規定により、当該評価損の損金算入額は、円建ての取得価額から円建ての期末時価を減算した金額となります。

この点、S社株式について、上記(1)のとおり、近い将来ドル建てベースでの株価の回復が見込まれない場合には、その評価損の計上が認められるところ、1株当たりの評価損が、円建ての取得価額100,000円から円建ての期末時価54,000円を減算した46,000円となることから、P社は、当事業年度において、1株当たりの評価損46,000円に発行済株式数1,000株を乗じた46,000,000円をS社株式評価損として、損金の額に算入することができます。

(3) 結論

S社の純資産価額については、ドル建てベースで、期末純資産価額が取得時に比して50%以上下落しており、S社株式についても、ドル建てベースで、期末時価が取得価額に比して50%以上下落していることから、ドル建ての株価につき近い将来回復が見込まれないと認められる場合、P社はその評価損の計上を行うことができます。

このとき、1株当たりの評価損が、円建ての取得価額100,000円から円建ての期末時価54,000円を減算した46,000円となることから、当事業年度において、P社がS社株式評価損として損金算入できる金額は、46,000,000円（@46,000円×1,000株）となります。

※本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。
また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

ディレクター 野田 秀樹》